城山特別支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理 的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行 為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校では、すべての児童生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの児童生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめ防止等のため、日頃から教育活動全体を通じて、豊かな心や道徳性、自律性を育みます。
- (2) いじめは、被害側の児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるとの認識に立ち、「いじめを許さない」学校づくりに取り組みます。
- (3) いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、被害側の児童生徒を守り通すとともに、加害側の児童生徒には適切かつ毅然とした指導を行います。
- (4) 学校内外を問わず、いじめ防止が図られるよう、学校・家庭・地域との連携協力に努めます。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、事務長、各学部主事、生活指導部長、生活指導部代表、人権教育推進部長、総務部長(寮務主任)、寄宿舎主任、養護教諭、(該当担任)

- ※その他必要に応じて、学校関係者評価委員代表、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等を加えるものとする。
- (2) いじめ防止対策委員会の役割
 - ア 城山特別支援学校いじめ防止基本方針の策定と定期的な見直し、校内外への発信。
 - イ いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価。
 - ウ 相談およびいじめアンケートの実施と結果集約。
 - エ いじめの認知および、解消に必要と考えられる調査や対応。

4 いじめ防止等の指導体制

学校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の相談 体制や児童生徒指導体制を別に定める。

別紙 1 校内指導体制

また、教職員が児童生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、早期にいじめを発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

5 未然防止および早期発見の取組

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じた多様な取組や、いじめアンケートなど早期発見の ための取組、教職員の資質向上を図るための研修などを計画的・体系的に行い、保護者や地域への啓発 及び連携を図っていくため、年間の指導計画を別に定める。

6 いじめ事案への対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、いじめ防止対策委員会を中核として情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認および認知を行い、解消に向けて迅速に対応する。発生から解消に至るまでの組織的対応については、別に定める。

別紙4 組織的対応

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

「重大事態」とは、

ア いじめにより本校児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める ときを指す。

具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、被害側の児童生徒の状況を見て、校長が判断する。

イ いじめにより本校児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指す。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査を行ったうえで、校長が判断する。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大 事態が発生したものとして、校長の判断のもと適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合には、直ちに県教育委員会に報告するとともに、いじめ防止対策 委員会を母体とした組織で調査を行い、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解 決に向けて対応する。

8 その他留意事項

本方針については、学校や児童生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行うほか、家庭や地域との連携を図るため、ホームページで公開し、学校関係者評価委員会やPTA総会、保護者会等あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信を図るものとする。

また、見直しにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組むという観点や、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に取り組んでいくという観点から、地域や保護者、児童生徒の意見を積極的に取り入れるよう留意する。

校内指導体制 別紙 1

城山特別支援学校いじめ防止基本方針

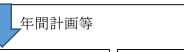


いじめ防止対策委員会

【構成員】

校長、教頭、事務長、学部主事、生活指導部長、生活指導部代表、人権教育推進部長、総務部長(寮務主任)、寄宿舎主任、養護教諭、(該当担任)※必要に応じて学校関係者評価委員代表、心理や福祉の専門家、心理や福祉の専門家、介護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等を加える。

- ○学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- ○いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価
- ○校内研修会の企画・実施
- ○相談、いじめアンケート、教員や生徒等による情報の整理・分析・記録
- ○いじめの疑いがある案件への調査・事実確認・認知
- ○いじめ解消にむけた対応
- ○配慮が必要な生徒への支援方針





情報等の報告

連携促進

未然防止

- ○学習指導の充実
- 授業規律の徹底
- 「わかる」授業づくり
- 公開授業の実施
- ○特別活動の充実
- ・体験活動の充実
- ○人権教育の充実
- ・交流・共同学習の充実
- ○情報教育の充実
- ・情報モラル指導の充実
- ○校内研修の実施

早期発見

- ○情報の収集
- 教員の観察、養護教諭による情報
- ・児童生徒、保護者、地域からの情報
- ・学期に1回以上のアンケー ト調査実施
- ○相談体制の充実
- ・相談の定期実施
- ・心理専門家の活用
- ・いじめ相談機関の周知
- ○情報の共有
- 情報交換会の定期実施
- ・ 管理職への報告
- ・職員会議等での情報共有
- ・学級担任等の教員間での申し送り

保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針の 周知
- PTA活動の充実
- ・保護者との連携の機会の充実
- ・地域の会議、行事への参加
- 学校関係者評価委員の委嘱
- 学校行事への招待

 $\stackrel{\wedge}{=}$

教育委員会との連携

- ・いじめ事案の報告
- 人的支援の要請

築

関係機関との連携

- ・ 学校警察連絡制度の活用
- 児童相談所との連携
- 市町福祉部局との連携

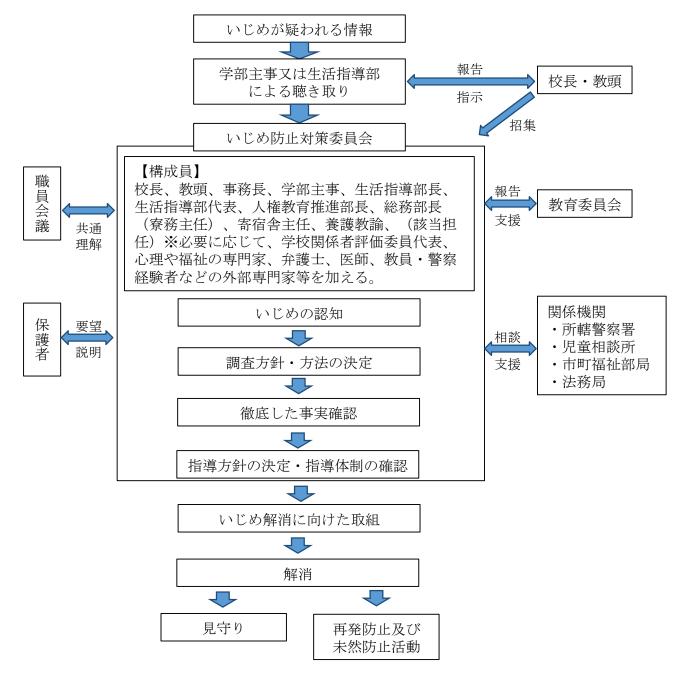
等

※いじめ発生時の対応については別紙4を参照

いじめが起こりやすい・起こっている集団				
□ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする				
□ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある	□ 些細なことで冷やかしたりするグループがある			
□ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる				
□ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある				
□ 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする				
いじめられている子ども				
◎日常の行動・表情の様子				
□ 必要以上に明るく振る舞っている	□ おどおどしたり、作り笑いをしている			
□ 下を向いて視線を合わせようとしない	□ 感情の起伏が激しい			
□ 元気がなく、一人で下校することが 増える	□ 遅刻・欠席・早退が増える			
□ 腹痛など体不良を訴えて保健室へ行きたがる □ ときどき涙ぐんでいる				
□ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている				
□ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする				
◎ 授業中・休み時間				
□ 発言すると友だちから冷やかされる	□ グループ活動の時に孤立しがちである			
□ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える				
 ② 昼食時 □ 食事の量が減ったり、食べなかったりする ◎ その他 □ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる □ 持ち物が壊されたり、隠されたりする □ 服が汚れていることが多い □ 手や足にすり傷やあざがある □ けがの状況と本人が言う理由が一致しない 	□ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる□ 理由もなく成績が突然下がる□ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている			
いじめている子				
□ 多くのストレスを抱えている	□ 家や学校で悪者扱いされていると思っている			
□ あからさまに、教職員の機嫌をとる	□ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ			
□ 教職員によって態度を変える	□ 教職員の指導を素直に受け取れない			
□ グループで行動し、他の子どもに指示を出す	□ 他の子どもに対して威嚇する表情をする			
□ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう	□ 発言の中に差別意識が見られる			
□ 教師が近づくと、集団が黙り込む	□ 教師が近づくと、集団が分散する			

年間指導計画(予定) 別紙3

月	いじめ防止対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組
4月	・学校いじめ基本方針の策定 ・年間計画作成 ・いじめの認知に関わる調査につい て	・関係機関との情報交換	・いじめ相談機関の周知
5月	・教職員研修について	・なかまづくり月間の取組	・個別懇談会
6月			・学部懇談会
7月		・授業公開	・1 学期末個別懇談会
8月	〈教職員研修〉 「いじめ防止条例について」		
9月	・アンケートの実施について		
10月	・アンケートの結果について・いじめ防止強化月間について	・授業公開	
11月	〈いじめ防止強化月間〉	・なかまづくり月間の取組 	
12月		₩	・ 2 学期末個別懇談会
1月	・1 学期、2 学期の取組について・職員研修の振り返り	・授業公開	
2月	・次年度の取組について ・いじめ防止基本方針の改定につい て	・なかまづくり月間の取組	
3月		・なかまづくり月間の取組 ・学部別情報交換会 ・次年度への申し送り	• 学年末個別懇談会



【学校の対応】

- ・被害児童生徒や、いじめを知らせてくれた児童生徒等に充分配慮し、事実確認を行う。
- ・被害児童生徒、加害児童生徒の双方から丁寧に事情を聴き取るとともに、周辺児童生徒や関係教職員からも可能な限り聞き取りを行い、正確な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒について、過去のアンケート調査の状況を確認するとともに、必要に応じて当該学年または全学年のアンケート調査を実施する。
- ・被害側、加害側の児童生徒の保護者と直ちに面談する機会を持ち、事情を説明する。
- ・保護者の協力を得て、いじめの解消のみならず関係改善を行うとともに、傍観者や観衆への指導 も行う。
- ・犯罪等に該当すると考えられる場合には、直ちに所轄の警察に相談または通報する。